

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

19歳以上23歳未満の被扶養者の認定に係る収入要件について（通知）

このことについて、令和7年度税制改正において、現在の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除が創設されました。

それに伴い、下記のとおり地方公務員等共済組合法運用方針の一部が改正され、19歳以上23歳未満の被扶養者の収入基準が変更となり令和7年10月1日から適用されることとなりました。については、貴所属所組合員に周知してくださるようお願いいたします。

記

1 改正の概要

被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（組合員の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱う。

なお、年齢については所得税法の取扱いにあわせて、その年の12月31日時点の年齢で判定する。

2 適用日

令和7年10月1日

3 事務取扱い

当該認定対象者に係る具体的な取扱いについては、別添のQ&Aを参考にしてください。

問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係 担当 水本・中村
TEL: 099-286-5220 (直通)
(県立学校のみ) 本文書の分類基準表上の
分類記号: 「B-7-1 (福利厚生例規)」